

高齢者医療制度に関する  
Q&A  
追加 I

平成 18 年 9 月 22 日

※今後、逐次、加除修正を行う予定



(問1) 広域連合議会が、平成18年度内に開催できず、平成19年4月以降に開催した場合、条例や予算は専決処分でよいのか。(極論を言えば、全て専決処分ということもできるのか)

(答)

議会が開催されない場合には、広域連合長による暫定予算の調製・執行を行っていただくことになる。

(問2) 広域連合長選挙は、誰が招集するのか

(答)

法律上特段の規定はないので、各広域連合の実情に応じて判断していただきたい。なお、今までの広域連合の例によると、知事の設立許可日に構成団体の首長会議を行い、その場にて選挙を行ったケースや、準備委員会が選挙スケジュールを作成し、当該スケジュールを構成団体が承認した上で、知事の設立許可後に選挙を行っているケース等がある。

(問3) 平成19年度、広域連合において広域連合の予算を議決することになりますが、(平成19年3月頃)その際、① 全市町村が事前に、各市町村議会における(歳出)予算議決(広域連合への負担金に係る部分を含む当初予算)を、行っておく必要があるのでしょうか。あるいは② 市町村予算議決時期に関係なく、広域連合は負担金収入を見込んで広域連合の予算を議決して良いのでしょうか。

(答)

②の方法でよいと思われる。

(問4) 広域連合の設立申請に当たり、県に提出する書類に財政推計(事業計画)が必要となる。この推計は、後期高齢者の医療給付費に基づき算定することとなるが、都道府県ごとに推計の方法が異なれば、保険料算定にも影響が出るため、財政推計に当たり、全国統一の手法を用いて作成できるように、国において推計方法を示していただきたい。

(答)

基本的な推計方法は、政省令で定められている。地域により実情が異なる部分に関しては、各地域の実情に応じて対応していただきたい。

(問5) 共通経費の負担割合の根拠として、均等割、人口割、後期高齢割の3つの区分を想定しているが、これらの要素を導入する考え方をご教示願う。とりわけ、人口割を敢えて想定しているのは、後期高齢者制度が後期高齢者だけでなく、国民全体の医療制度のなかで国民皆保険制度の一端を担うためと想像されるが如何。

(答)

既存の介護保険の広域連合を参考にしている。

(問6) 後期高齢者医療広域連合のモデル規約で、かつて示されていた負担割合を均等割10%、後期高齢者人口割40%、総人口割50%とされた根拠を参考までにご教示願いたい。また、この提示以降、国の示すモデル規約では具体的な数値が示されなくなったが、都道府県がモデル規約で示された数値を参考とするか否かは別として、参考とすべき標準例として是非とも示していただきたい。

(答)

小規模市町村に対し、均等割の費用が過大とならないようにしたものである。また、割合別の標準例については、お示しする予定はない。

(問7) 7月10日の会議で示されたモデル規約【別添7】のP72になりますが、「保険給付に要する経費」については、「保険給付費割」のみ示されておりますが、一人当たりの医療費等に市町村毎に顕著な差がないような場合には、「受給者数割」とすることが可能でしょうか？

(答)

モデル規約別表第2の「保険給付に要する経費」については、高齢者医療確保法第九十八条及び同条に基づく政令の規定により各市町村の負担額が算定されるべきものであり、広域連合の規約によりこれらの法令に基づく各市町村の負担額を変更できるものではない。したがって、お尋ねの「受給者数割」のような割合を設けることはできない。

(問8) 別表第2(第17条関係)のうち保険給付に要する経費について、保険給付費割100%とされていますが、一般会計予算の平準化のため、被保険者数割または高齢者人口割とすることは可能でしょうか。それとも全国統一ルールと理解すべきでしょうか。

(答)

問7を参照されたい。

(問9) 広域連合モデル規約(案)第8条(例2)について

関係市町村の議会における選挙方法は地方自治法「第118条第1項の例による」とされているが、他の広域連合の事例を見ると「第118条の例による」ともされている。

第118条第1項については、投票による選挙に限定と解される。他の広域連合の事例を見ると第118条の例によるということ、指名推選もあり得る条文となっているが、第1項のみの限定をされているのは何か理由があるのでしょうか。

(答)

投票による選挙を行うことを想定してお示したものであり、指名推選をも想定し「118条の例による」とすることも可能である。

(問10) 2月中の県知事の許可、3月31日の広域連合設立を目指しているが、許可日以降で、設立日以前に連合長選挙を実施して連合長を決定し、4月1日以降の運営にあたり給与条例等を専決処分をしたいが、連合長選挙を設立の準備行為とすることができるか。また、広域連合議会議員選挙も同様に行えるか。

(答)

地方自治法上、問のような取扱いをすることはできない。

(問11) 広域連合を組織する地方公共団体(モデル規約第 2 条)について、「広域連合は、〇〇県内の全市町村(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。」とありますが、関係市町村名の一覧は、規約に載せる必要はないと考えてよろしいでしょうか。

(答)

ご質問にあるとおりの記載方法であれば、関係市町村の一覧は不要であるが、例えば「広域連合は、別表に掲げる市町村をもって組織する。」といった記載であれば、関係市町村の一覧を別途載せる必要がある。

(問12) 広域連合の経費の支弁の方法(第 17 条)について、事業収入とはどのような収入を想定されているのでしょうか。

(答)

広域連合財産の賃貸収入等を想定している。

(問13) モデル規約(案)第 8 条【例1】第 3 項に「地方自治法 118 条第 1 項の例による」とあり、これは第 7 条第 2 項【例 3】の場合の方法について示しているとなっています。

一方、対比表の方を見ますと、福岡介護保険広域連合など前4広域連合のような区議会において一定人数ずつ選出するような場合は「118 条～」とありますが、さいたま及びこうち人づくり広域連合のように議員を全体で何人と定め、各議会において選挙しますが、そこで当選人を決定することなく、それぞれの選挙における得票数を累積したものにより当選人を決定する方法を用いている場合(上記モデル規約のパターンに相当)にはその条文が含まれておりません。

本事務局における議員定数及び選出方法の案の1つとして、地区割りにより定数を定め、それぞれの地区において議員を選出するという考え方があり、その場合の選挙の方法としてはモデル規約(案)第 8 条【例 1】のような方法になることが想定されますが、このような場合においても「第 118 条の例による」として問題ないのでしょうか。

(答)

地方自治法第二百九十一条の四第一項第七号の規定により、広域連合議会議員選挙の方法については規約で定める事項であることから、各広域連合において判断していただきたい。

尚、さいたまの場合においては、各市町村議会の投票を集計した上で当選人を決定していることから、市町村議会における選挙においては地方自治法第百十八条の規定を適用していない。

(問14) 高齢者医療確保法第 105 条に定める市町村負担金について、モデル規約(案)では保険料と第 99 条の繰入金を想定しているように思われますが、高齢者医療確保法第 105 条に規定されている保険料以外の徴収金とは具体的に何を想定しているのでしょうか。

(答)

手数料等が考えられるが、政令で市町村事務としたものについては、広域連合に納付する必要はない。

(問15) 広域連合議員の選挙の方法(第 8 条)について、モデル規約【例1】では、「すべての市議会もしくは町村議会の議長をもって組織する団体又は関係市町村の議員の定数の総数の〇分の1以上の者」の推薦のあった者を候補者とする」と記載されていますが、「すべての市議会もしくは町村議会の議長の総数の〇分の1以上の者」としても差し支えないかどうか。

(答)

「広域連合議会の組織及び議員の選挙の方法」は、地方自治法第二百九十一条の四第一項第七号の規定により規約で定める事項であり、お見込みのとおりで差し支えない。

(問16) 以下のような規定は可能でしょうか。

「広域連合議員の任期は、1年とする。広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。」

(答)

「広域連合議会の組織及び議員の選挙の方法」は、地方自治法第二百九十一条の四第一項第七号の規定により規約で定める事項であり、お見込みの規定は可能である。

(問17) 広域連合長等の任期について、関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる場合は当該任期によるとされていますが、任期を1年または2年とするなど、広域連合ごとに独自に規約で定めても差し支えないでしょうか。

(答)

「広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法」は、地方自治法第二百九十一条の四第一項第八号の規定により規約で定める事項であり、お問い合わせの規定の定めは差し支えない。

(問18) 広域連合の執行機関等の組織(第 11 条)について、副広域連合長の人数は、モデル規約では定められていません。人数は、定数条例で定めれば、規約で定める必要なしと考えてよろしいかどうか。

(答)

副広域連合長の人数が一人であれば規約に人数を記載することは不要であるが、複数であれば、人数を規約に定める必要がある。

(問19) 広域連合職員は、退職派遣となると考えられますが、加入する共済については、各広域連合の交渉に任されるのでしょうか。共済には次のようなものがあります。

- ・ 市町村職員共済組合
- ・ 都市職員共済組合
- ・ 地方職員共済組合
- ・ 指定都市職員共済組合

(答)

地方公務員等共済組合法第三条第三項及び同法施行令第七条により判断されたい。

(問20) 全市町村が加入することから、広域連合の議員は構成する全市町村長(連合長・副連合長を除く)に限定することは可能でしょうか。

(答)

広域連合の議員については、広域連合の選挙人が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の議会においてこれを選挙すると定められている(地方自治法第二百九十一条の五第一項)ことから、投票又は議会の選挙により選出されなければならない。ただし、被選挙権や議員の定数等については「選挙の方法」であることから広域連合の規約に定める必要がある。

(問21) 平成7年6月15日、自治行第51号各都道府県総務部長あて、自治省行政局行政課長通知(以下「行政課長通知」という。)では、

「広域連合が、その議会の議員又は長を選挙人による直接選挙により選出する場合には、当該選挙につき公職選挙法の規定が適用されることとなるよう当該広域連合の規約を定める必要があること。」とされています。

この通知の趣旨から考えると、広域連合の議会の議員又は長を間接選挙により選出する場合については公職選挙法の規定が適用されない、つまり、選挙に選挙管理委員会を関与させる必要がない、と解釈することができますが、いかがでしょうか。

(答)

お見込みのとおり。公職選挙法第二百六十七条第一項の規定によると、「地方公共団体の組合の選挙については、法律に特別の定があるものを除く外、都道府県の加入するものにあつてはこの法律中都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつてはこの法律中市に関する規定、その他のものにあつてはこの法律中町村に関する規定を適用する。」とあり、地方自治法第二百九十一条の五の規定がこの「法律に特別の定」にあたるため、公職選挙法は適用されない。

(問22) 広域連合の長を間接選挙により選出する場合、モデル規約(未定稿)第12条第2項は、投票の場所を選挙管理委員会が定める場所としています。

この規定の趣旨は、「投票の場所を選挙管理委員会が定める」とする趣旨であり、選挙の執行(当選者の決定を含む。)を選挙管理委員会に担わせるという趣旨ではない、と解釈してよろしいでしょうか?

(答)

お見込みのとおり。

尚、選挙の方法については、地方自治法第二百九十一条の四第一項第八号及び平成7年6月15日付自治省行政局行政課長通知により、規約において規定すべき事項である。

(問23) 広域連合設立時に、長及び議員の選挙を直接選挙で行う場合においては、この時点では広域連合の選挙管理委員会は存在しません。

この場合、法第252条の17の9に規定する「臨時選挙管理委員」の規定の適用はあるのでしょうか。

適用があるとする場合、広域連合の選挙管理委員会が成立しない場合においては、都道府県知事が臨時選挙管理委員を選任する、という解釈でよろしいでしょうか？

(答)

この場合には、地方自治法施行令第四条を適用すべきと思われる。また、同第二百十八条の二により、規約にて特別の定めをすることも可能である。

(問24) 広域連合の長及び議員の選挙を直接選挙で行う場合においては、選挙管理委員会が当選人の告示を行うこととなりますが、間接選挙の場合に当選人の告示は必要でしょうか？

もし必要だとすると、誰が行うことが適当でしょうか？

(答)

選挙の方法については規約にて定めるべき事項である(地方自治法第二百九十一条の四第一項第七号)。なお、条文上、当該事項について特段の規定はない。

(問25) 広域連合の事務所の位置については、法第291条の4第1項第6号の規定により、広域連合の規約に規定を設けなければならないこととされています。

一方、法第4条第1項は、「地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。」と規定されています。

広域連合の場合は、規約で事務所の位置を定めた上で、広域連合の条例でも同じように事務所の位置を定めることが必要なのでしょうか？

その場合、両者の規定の書きぶりはどうなるのでしょうか？

(答)

広域連合の事務所の位置については、地方自治法第二百九十一条の四の規定により、規約にて定める事項であり、同法第4条は適用されない。また、規約における記載については、市町村レベルでよい(町名、番地までは必要としない)。

(問26) 広域連合長・広域連合議員の選挙方法

市町村首長及び市町村議会議員による間接選挙が望ましいと考えているが、

- ① 広域連合議員の選挙の場合、選挙区の設定が必要となるのか。
- ② 市町村議会の中で、候補者を特定していくことは法令に反するのか否か。(例えば、特定の常任委員会の委員の中からの候補者)

(答)

- ① 各広域連合において、判断していただきたい。
- ② 推選要件を設定することは可能であるが、その際は規約に記載する必要がある。



(問27) 広域連合の組織等の条例・規則

- ・ 制度の施行前に議決の必要がある条例は、何か。
- ・ 専決できる条例はあるのか。
  - ① 組織関係
  - ② 人事関係
  - ③ 給与関係
  - ④ 財務関係

(答)

制度施行前に議決の必要がある条例については、平成18年9月13日付け、保総発第0913001号「後期高齢者医療制度の実施に伴う準備業務等に当たっての留意事項について」を参考に判断していただきたい。

専決処分については、条例の内容に基づくものではなく、地方自治法第百七十九条に基づき、行われるものである。

(問28) 法施行後(平成20年度)の事務局職員定数モデルを示してもらいたい。

(答)

各都道府県により状況が異なることから、お示しする予定はない。

(問29) 広域計画について

- ・ 必ず策定しなければならないものなのか。
- ・ 参考とすべきは、介護保険事業計画なのか。
- ・ 具体的な広域計画例を示してほしい。

(答)

広域計画は、地方自治法第二百九十一条の七により、必ず作成すべきものである。参考例としては、以前に各都道府県に情報提供を行った既存の広域連合の広域計画を参考にされたい。

(問30) 市町村が広域連合に職員を派遣するに当たっては、地方自治法第252条の17の規定が適用されると考えてよろしいでしょうか。広域連合が市町村に職員派遣を求める場合の協定書については、全国一律のものが示される予定はありますか。

(答)

前段については、原則としてお見込みの通りである。

後段については、広域連合と市町村において決めることであり、全国一律のものをお示しする予定はないが、情報提供したものを参考にしていきたい。

(問31) 広域連合設立日に広域連合長選挙を行わない場合、連合長が選出されるまでの間、職務執行者を設置することになると思うが、このことは規約に記載しておく必要があるか。また、現在の準備委員会の会長を職務執行者にすることは可能か。職務執行者を定める方法とその時期についてご教示願いたい。

(答)

職務執行者の規定については、規約の附則に定めることが考えられる。

(問32) 「高齢者医療制度に関するQ&A」の(問11)の回答では、国保連合会職員の広域連合への派遣について、「法に抵触しない。」として研修派遣の例が示されているが、(問12)においては、法第155条による国保連合会が行うことができる「高齢者医療の円滑な推進に資する事業」に対して、国保連合会職員が派遣等により広域連合職員として運営に参加することは含まれないと回答されている。

このことに関し、以下について教示願いたい。

- ① 研修派遣は回答のとおりで問題ないと思うが、国保連合会の職員を研修派遣以外の方法で広域連合に受け入れ(給与等は広域連合負担)、広域連合の事務を行わせることは可能か。  
また、その際の具体的な派遣方法は如何。
- ② 「高齢者医療の円滑な運営に資する事業」とは、国保連合会が自らの責任で自らの事務局で行う事業を想定したもので、広域連合で行う事業を想定したものではないと解してよいか。
- ③ (問12)の回答にある「国保連合会の職員が、広域連合職員として運営に参加することは含まれない。」とは(問11)の回答の研修派遣は可能との整合性はどうか。矛盾はないか。

(答)

- ① ご照会の方法としては、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づく任期付採用が考えられる。
- ② 広域連合が行う事業の支援が想定される。
- ③ 国保連合会、民間企業等の広域連合への職員派遣は、協定書に基づきなされるものであり、高齢者医療の円滑な運営に資する結果となったとしても、民間企業も同様の結果を生むものであるため、矛盾はしていない。

(問33) 保険基盤安定制度においては、低所得者や被用者保険の被扶養者であった者の保険料軽減分を県と市町が負担することとなっているが、制度設計を行った国に応分の財政負担がない理由は、なにか。

また、都道府県負担分に対しては、国民健康保険と同様に地財措置(交付税の算定対象需要額)の適用を想定しているのか。

(答)

公費負担については、国保と同様の仕組みとしている。地財措置については、今後、関係省庁と調整していく。

(問34) 都道府県内で一定程度以上医療費が低い地域の保険料については、6年以内の経過措置として、広域連合の条例の定めるところにより不均一賦課(不均一保険料)とすることができるとされ、当該不均一賦課に係る財源補填を国、県が各1/2負担することとされている。

この財源補填は、財政安定化基金により貸付を受け、最終的には償還を通じて、広域連合が負担(保険料への転嫁)すべきではないか。

県が負担する理由は何か。

(答)

都道府県単位で財政運営の広域化を図るという観点から、激変緩和措置に係る経過措置に関しては、国及び都道府県が責任を負うこととしたものである。

(問35) 後期高齢者医療制度の実施に当たり基金を創設することとされている。

広域連合においては、基金拠出金の財源を保険料としていることから、制度施行当初の基金拠出が困難である。

については、国、県、広域連合の基金拠出の時期等や事務処理のスケジュールを示されたい。

(答)

財政安定化基金の条例交付や基金への拠出の時期等については、介護保険の例も参考にしながら検討してまいりたい。

なお、介護保険財政安定化基金条例の制定の時期は、平成12年4月施行の前提で、全都道府県において平成12年3月に制定されている。

(問36) 広域連合が保健事業を行うことは努力義務ではあるが、保健事業に要する経費は全て保険料で賄うのか。それとも、構成市町村が一般財源で負担をすることを想定しているのか。

もし、後者であれば、広域連合規約に当該経費についての構成市町村の負担割合を定めておく必要があるが、保健事業に対する国の補助等の有無によって、市町村の一般財源で賄うべき費用やその負担に対する考え方も変わってくる。また、保健事業に要する経費を「共通経費」として取り扱う考え方もありえると思うが、その点についてモデル規約を示していただきたい。

(答)

保健事業は、保険料により賄うものである(高齢者の医療の確保に関する法律第百四条第三項参照)。

(問37) 高齢者医療確保法103条について

この規定では、広域連合も補助や貸付ができることにはなりますが、どのような場合を想定しているのか、教えてください。

たとえば、ある区の保険料徴収が80%に留まった場合、残りの20%分は、広域連合が区に貸し付けるということはあるのでしょうか。

(答)

特別地方公共団体としての広域連合(一般会計)が、保険者としての広域連合(特別会計)に対し補助等を行うことを想定している。